電子情報通信学会

各ソサイエティ／グループ

第２種研究会資料の公開について

2015年12月3日

電子情報通信学会

研究会連絡会　幹事

著作権管理委員会　幹事

伊東　匡

　第2種研究会の資料を研究会のHP等で不特定多数者に公開するにあたっては、他者権利侵害等のリスク回避の観点から著者からの許諾書を事前提出していただいた上で公開していただきますよう、各ソサイエティ／グループにて取り組み方よろしくお願いいたします。

第2種研究会の資料は著作権が本会に帰属しておりません。したがって当該資料を著者に無断で研究会等のHPで公開することは著者権利侵害のリスクがあるばかりでなく、著作物が他者権利を侵害していた場合、本来著者が負うべきリスクを研究会等が負わざるを得ないという多大なリスクを負うことになります。

その結果、高額の損害賠償請求や著作権使用料等の金銭的負担が生じるのみならず、本会の社会的信用の失墜にも繋がるものであることを十分ご認識ください。

上記を踏まえ、各ソサイエティ／グループにおいて下記取り組み方よろしくお願いします。

1. 第2種研究会の資料を研究会のHP等で公開するにあたっては、別添に示す許諾書テンプレートにより、著者の自署押印による許諾書の書面での事前提出、および別途定める運用ルールに基づき学会事務局への提出方よろしくお願いいたします。
2. 著者より提出された許諾書の管理は学会事務局にて実施します。
3. いったんHP等で公開した資料は公開終了後も上記リスクは継続することを認識願います。
4. 第2種研究会の資料を研究会のHP等で公開する際には、「当該資料の著作権の帰属先は著者に属する」旨をHP上で明示することを推奨します。

以上、取り組み方よろしくお願いします。